

## 現行会社法における課題

- 上場会社の取締役に対する報酬等として株式を交付する場合には、払込みを不要とすることができるが（会社法第202条の2）、この規定は従業員には適用されない。
- 従業員に対しては、金銭債権を付与した上で、その金銭債権を現物出資させて株式を交付する方法（現物出資構成）により、事実上、株式を無償で交付しているが、このような方法は技巧的であるため、端的に従業員への株式の無償交付を認めるべきであるとの指摘がある。

## 従業員への株式の無償交付を認めるに当たっての論点

- 既存株主の利益の保護（株式の無償交付により株式の価値の下落（希釈化）が生じて既存株主の利益が害されるおそれについてどのように考えるか。）
- 無償交付の対象者（従業員に加えて子会社の役職員を含めることの是非）
- 対象となる株式会社（上場会社に限るかどうか。）
- 開示の在り方 等が問題となる。



## 課題に対する対応状況

- 有識者で構成される研究会（座長：神作裕之学習院大学法学部教授）に参加して制度設計の在り方を検討
- 令和6年度中に法制審議会への諮問を行う予定